

(大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法の一部改正)
第四十二条 大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法(昭和六十三年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。
第十八条を次のように改める。

第十八条 削除
(特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部改正)

第四十三条 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成五年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。
第十六条の見出しを「独立行政法人住宅金融支援機構等の資金の貸付けについての配慮」に改め、同条中「住宅金融公庫」を「独立行政法人住宅金融支援機構」に改める。

(建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部改正)
第四十四条 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成七年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。
第十条を次のように改める。

(独立行政法人住宅金融支援機構の資金の貸付けについての配慮)
第十条 独立行政法人住宅金融支援機構は、法令及びその事業計画の範囲内において、認定建築物である住宅の耐震改修が円滑に行われるよう、必要な資金の貸付けについて配慮するものとする。

(優良田園住宅の建設の促進に関する法律の一部改正)
第四十五条 優良田園住宅の建設の促進に関する法律(平成十年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。
第七条の見出し中「住宅金融公庫等」を「沖繩振興開発金融公庫」に改め、同条中「住宅金融公庫及び」を削る。

(債権管理回収業に関する特別措置法の一部改正)
第四十六条 債権管理回収業に関する特別措置法の一部を次のように改正する。
第二条第一項第一号中「独立行政法人中小企業基盤整備機構」の下に「及び独立行政法人住宅金融支援機構」を加える。

(過疎地域自立促進特別措置法の一部改正)
第四十七条 過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)の一部を次のように改正する。
第二十八条の見出し中「住宅金融公庫等」を「沖繩振興開発金融公庫」に改め、同条中「住宅金融公庫又は」を削る。

(信託業法の一部改正)
第四十八条 信託業法(平成十六年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。
第五十五条第三項中「住宅金融公庫」を「独立行政法人住宅金融支援機構」に、「住宅金融公庫等」を「機構等」に、「住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第五十六号)第二十七条の六第一項」を「独立行政法人住宅金融支援機構法(平成十七年法律第八十二号)第二十二條第一号」に改め、同条第四項中「住宅金融公庫等」を「機構等」に改める。

(公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律による改正前の郵便貯金法の一部改正)
第四十九条 公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律(附則第七條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第六條の規定による改正前の郵便貯金法の一部を次のように改正する。
第六十條中「住宅金融公庫又は」を「独立行政法人住宅金融支援機構又は」に、「住宅金融公庫法」を「独立行政法人住宅金融支援機構法(平成十七年法律第八十二号)附則第十條の規定による廃止前の住宅金融公庫法」に改める。

内閣総理大臣 小泉純一郎
総務大臣 麻生 太郎
財務大臣 南野知恵子
厚生労働大臣 尾辻 秀久
農林水産大臣 島村 宜伸
国土交通大臣 北側 一雄

政 令

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御 名 御 璽
平成十七年七月六日
内閣総理大臣 小泉純一郎

政令第二百三十二号
心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の施行期日を定める政令
内閣は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成十五年法律第十号)附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。
心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の施行期日は、平成十七年七月十五日とする。

法務大臣 南野知恵子
厚生労働大臣 尾辻 秀久
内閣総理大臣 小泉純一郎

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽
平成十七年七月六日
内閣総理大臣 小泉純一郎

政令第二百三十三号
心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律施行令の一部を改正する政令
内閣は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成十五年法律第十号)第二条第六項、第二十条第三項、第八十四条第三項、第一百零四條第二項並びに第一百零六條の規定に基づき、この政令を制定する。

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律施行令(平成十六年政令第三十号)の一部を次のように改正する。
第三条を第四條とし、第二条を第三條とする。
第一条第一項中「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(以下「法」という。))」を「法」に改め、同条を第二条とし、第一条として次の一条を加える。
(病院又は診療所に準ずる機関)

第一条 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(以下「法」という。))第二条第六項の病院又は診療所に準ずるものとして政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第八十八條第一項に規定する指定訪問看護事業者
- 二 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者(同法第七條第八項に規定する訪問看護を行う者に限る。)

- 一 精神保健福祉士
- 二 次のイからニまでに掲げる者であつて、精神障害者に関する当該イからニまでに定める業務に従事した経験を有するもの

- イ 保健師 保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三十三号)第二条に規定する業務
- ロ 看護師 保健師助産師看護師法第五条に規定する業務
- ハ 作業療法士 理学療法士及び作業療法士法(昭和四十年法律第三十七号)第二条第四項に規定する業務

- ニ 社会福祉士 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)第二条第一項に規定する業務
- 三 法務大臣が前二号に掲げる者と同等以上の精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識を有すると認める者

(医療に関する審査機関)
第六條 法第八十四條第三項の政令で定める医療に関する審査機関は、社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百二十九号)第二十一条第一項に規定する特別審査委員会及び国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第四十五條第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人に設置される診療報酬の審査に関する組織とする。

(入院対象者を外出させることができる場合)
第七條 法百零一條第一項第三号の政令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 法第四十二條第一項第一号又は第六十一條第一項第一号の決定により入院している者(以下「入院対象者」という。)に適切な精神障害の医療を受けさせるために他の医療施設に通院させる必要がある場合

二 入院対象者の近親者の葬式へ出席する場合、近親者が負傷又は疾病により重態であった当該入院対象者を訪問させることが適当であると認められる場合その他の社会生活上の重要な用務がある場合であつて、当該入院対象者が入院している指定入院医療機関に勤務する精神保健指定医による診察の結果、当該入院対象者の症状に照らし支障がないと認められるとき。

八 入院対象者を外泊させることができる場合（第八条 法第百条第二項第二号の政令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とす）

一 入院対象者に適切な精神障害の医療を受けさせるために他の医療施設に入院させる必要がある場合

二 入院対象者の近親者の葬式へ出席する場合、近親者が負傷又は疾病により重態であつて当該入院対象者を訪問させることが適当であると認められる場合その他の社会生活上の重要な用務がある場合であつて、当該入院対象者が入院している指定入院医療機関に勤務する精神保健指定医による診察の結果、当該入院対象者の症状に照らし支障がないと認められるとき。

（他の医療施設への入院時における届出）

第九条 指定入院医療機関の管理者は、法第百条第三項の規定により入院対象者を他の医療施設に入院させたときは、速やかに、次に掲げる事項を厚生労働大臣及び主務省令で定める保護観察所の長に届け出なければならない。

一 当該入院対象者の氏名

二 当該他の医療施設の種類、所在地及び電話番号その他の連絡先

三 当該他の医療施設に入院させた日時

四 当該他の医療施設に入院させた理由

2 指定入院医療機関の管理者は、法第百条第三項の規定により他の医療施設に入院させた入院対象者が当該他の医療施設から退院したときは、速やかに、その旨及び退院した日時を厚生労働大臣及び前項の主務省令で定める保護観察所の長に届け出なければならない。

（国の負担）

第十条 指定入院医療機関の設置に要する費用に係る法第百二条の規定による国の負担は、各年度において指定入院医療機関の設置者とその設置のために支弁した費用の額から、その年度におけるその費用のための寄附金その他の収入の額を控除した額につき、厚生労働大臣が定める基準に従つて行う。

2 指定入院医療機関の運営に要する費用に係る法第百二条の規定による国の負担は、各年度において指定入院医療機関の設置者とその運営のために支弁した費用の額から、その年度におけるその費用のための診療収入その他の収入の額を控除した額につき、厚生労働大臣が定める基準に従つて行う。

3 前項の規定により控除しなければならない額が、その年度において指定入院医療機関の設置者とその運営のために支弁した費用の額を超過したときは、その超過額は、後年度における支弁額から控除する。

（処遇の実施計画の記載事項）

第十一条 法第百四条第一項に規定する実施計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 地域社会における処遇（指定通院医療機関の管理者による医療、社会復帰調整官が実施する精神保健観察並びに指定通院医療機関の管理者による法第九十一条の規定に基づく援助、都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）による精神保健福祉法第四十七条、第四十九条その他の精神障害者の保健又は福祉に関する法令の規定に基づく援助その他法第四十二条第一項第二号又は第五十一条第一項第二号の決定を受けた者（以下「通院対象者」という。）に対してなされる援助をいう。以下同じ。）の実施により達成しようとする目標

二 指定通院医療機関の管理者による医療に関する次に掲げる事項

イ 指定通院医療機関の名称及び所在地

ロ 医療を担当する医師、看護師、作業療法士、精神保健福祉士その他の者の氏名

ハ 医療の内容及び方法

ニ その他医療を行う上での留意事項

三 社会復帰調整官が実施する精神保健観察に関する次に掲げる事項

イ 精神保健観察を実施する社会復帰調整官の氏名

ロ 精神保健観察の内容及び方法

ハ その他精神保健観察を行う上での留意事項

四 指定通院医療機関の管理者による法第九十一条の規定に基づく援助、都道府県及び市町村による精神障害者の保健又は福祉に関する法令の規定に基づく援助その他通院対象者に対してなされる援助に関する次に掲げる事項

イ 援助を実施する機関の名称及び所在地

ロ 援助を担当する者の氏名

ハ 援助の内容及び方法

ニ その他援助を行う上での留意事項

五 地域社会における処遇に関する通院対象者の希望

六 地域社会における処遇の実施に関する関係機関相互間の緊密な連携を確保するため必要な事項

七 その他地域社会における処遇の内容及び方法として主務省令で定める事項

（会議）

第十二条 保護観察所の長は、法第百四条第一項又は第三項に規定する協議を行うため会議を開く必要があると認めるときは、通院対象者に対して入院によらない医療を行う指定通院医療機関の管理者並びに当該通院対象者の居住地を管轄する都道府県知事及び市町村長（特別区を管轄する都道府県知事及び市町村長（特別区を管轄する都道府県知事及び市町村長）の指名する職員の出席を求めることができる。同条第一項に規定する実施計画に基づく地域社会における処遇の適正かつ円滑な実施のため会議を開く必要があると認めるときも、同様とする。

2 保護観察所の長は、必要があると認めるときは、前項に規定する者のほか、通院対象者に対して援助を行う者その他の適当な者に対し、同項の会議への出席を依頼することができる。

3 通院対象者に対して入院によらない医療を行う指定通院医療機関の管理者並びに当該通院対象者の居住地を管轄する都道府県知事及び市町村長は、必要があると認めるときは、保護観察所の長に対し、第一項の会議の開催を求めるところができる。

（主務省令への委任）

第十三条 この政令に定めるもののほか、法及びこの政令の実施について必要な事項は、主務省令で定める。

（主務省令）

第十四条 この政令における主務省令は、法務省令・厚生労働省令とする。

（権限の委任）

第十五条 この政令に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

附則第三條中「第一条第一項第二号イ」を「第二条第一項第二号イ」に改める。

附則第四條第一項中、「第二条」を「第三条」に改める。

附則第五條及び第六條中「第一条第一項第二号イ」を「第三条第一項第二号イ」に改める。

五 地域社会における処遇に関する通院対象者の希望

六 地域社会における処遇の実施に関する関係機関相互間の緊密な連携を確保するため必要な事項

七 その他地域社会における処遇の内容及び方法として主務省令で定める事項

（会議）

第十二条 保護観察所の長は、法第百四条第一項又は第三項に規定する協議を行うため会議を開く必要があると認めるときは、通院対象者に対して入院によらない医療を行う指定通院医療機関の管理者並びに当該通院対象者の居住地を管轄する都道府県知事及び市町村長（特別区を管轄する都道府県知事及び市町村長）の指名する職員の出席を求めることができる。同条第一項に規定する実施計画に基づく地域社会における処遇の適正かつ円滑な実施のため会議を開く必要があると認めるときも、同様とする。

2 保護観察所の長は、必要があると認めるときは、前項に規定する者のほか、通院対象者に対して援助を行う者その他の適当な者に対し、同項の会議への出席を依頼することができる。

3 通院対象者に対して入院によらない医療を行う指定通院医療機関の管理者並びに当該通院対象者の居住地を管轄する都道府県知事及び市町村長は、必要があると認めるときは、保護観察所の長に対し、第一項の会議の開催を求めるところができる。

（主務省令への委任）

第十三条 この政令に定めるもののほか、法及びこの政令の実施について必要な事項は、主務省令で定める。

（主務省令）

第十四条 この政令における主務省令は、法務省令・厚生労働省令とする。

（権限の委任）

第十五条 この政令に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

附則第三條中「第一条第一項第二号イ」を「第二条第一項第二号イ」に改める。

附則第四條第一項中、「第二条」を「第三条」に改める。

附則第五條及び第六條中「第一条第一項第二号イ」を「第三条第一項第二号イ」に改める。

五 地域社会における処遇に関する通院対象者の希望

六 地域社会における処遇の実施に関する関係機関相互間の緊密な連携を確保するため必要な事項

七 その他地域社会における処遇の内容及び方法として主務省令で定める事項

（会議）

第十二条 保護観察所の長は、法第百四条第一項又は第三項に規定する協議を行うため会議を開く必要があると認めるときは、通院対象者に対して入院によらない医療を行う指定通院医療機関の管理者並びに当該通院対象者の居住地を管轄する都道府県知事及び市町村長（特別区を管轄する都道府県知事及び市町村長）の指名する職員の出席を求めることができる。同条第一項に規定する実施計画に基づく地域社会における処遇の適正かつ円滑な実施のため会議を開く必要があると認めるときも、同様とする。

2 保護観察所の長は、必要があると認めるときは、前項に規定する者のほか、通院対象者に対して援助を行う者その他の適当な者に対し、同項の会議への出席を依頼することができる。

3 通院対象者に対して入院によらない医療を行う指定通院医療機関の管理者並びに当該通院対象者の居住地を管轄する都道府県知事及び市町村長は、必要があると認めるときは、保護観察所の長に対し、第一項の会議の開催を求めるところができる。

（主務省令への委任）

第十三条 この政令に定めるもののほか、法及びこの政令の実施について必要な事項は、主務省令で定める。

（主務省令）

第十四条 この政令における主務省令は、法務省令・厚生労働省令とする。

（権限の委任）

第十五条 この政令に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

附則第三條中「第一条第一項第二号イ」を「第二条第一項第二号イ」に改める。

附則第四條第一項中、「第二条」を「第三条」に改める。

附則第五條及び第六條中「第一条第一項第二号イ」を「第三条第一項第二号イ」に改める。

五 地域社会における処遇に関する通院対象者の希望

六 地域社会における処遇の実施に関する関係機関相互間の緊密な連携を確保するため必要な事項

七 その他地域社会における処遇の内容及び方法として主務省令で定める事項

（会議）

第十二条 保護観察所の長は、法第百四条第一項又は第三項に規定する協議を行うため会議を開く必要があると認めるときは、通院対象者に対して入院によらない医療を行う指定通院医療機関の管理者並びに当該通院対象者の居住地を管轄する都道府県知事及び市町村長（特別区を管轄する都道府県知事及び市町村長）の指名する職員の出席を求めることができる。同条第一項に規定する実施計画に基づく地域社会における処遇の適正かつ円滑な実施のため会議を開く必要があると認めるときも、同様とする。

2 保護観察所の長は、必要があると認めるときは、前項に規定する者のほか、通院対象者に対して援助を行う者その他の適当な者に対し、同項の会議への出席を依頼することができる。

3 通院対象者に対して入院によらない医療を行う指定通院医療機関の管理者並びに当該通院対象者の居住地を管轄する都道府県知事及び市町村長は、必要があると認めるときは、保護観察所の長に対し、第一項の会議の開催を求めるところができる。

（主務省令への委任）

第十三条 この政令に定めるもののほか、法及びこの政令の実施について必要な事項は、主務省令で定める。

（主務省令）

第十四条 この政令における主務省令は、法務省令・厚生労働省令とする。

（権限の委任）

第十五条 この政令に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

附則第三條中「第一条第一項第二号イ」を「第二条第一項第二号イ」に改める。

附則第四條第一項中、「第二条」を「第三条」に改める。

附則第五條及び第六條中「第一条第一項第二号イ」を「第三条第一項第二号イ」に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この政令は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の施行の日（平成十七年七月十五日）から施行し、改正後の第十條第二項の規定は、指定入院医療機関の円滑な運営を期するためこの政令の施行前に支弁された指定入院医療機関の運営に要する費用（平成十七年度において支弁されたものであつて、厚生労働大臣が定める基準に適合するものに限る。）についても、適用する。

（国の債権の管理等に関する法律施行令の一部改正）

第二条 国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和三十一年政令第三百三十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第六号中「第三十一条第一項」の下に「又は心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第十号）第七十八条第一項」を加える。

（介護保険法施行令の一部改正）

第三条 介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）の一部を次のように改正する。

第十一条の表中

療の給付	原子爆弾被爆者に対する療の給付
療の給付	心神喪失等の状態で重大五年法律第十号）の規定による医療

に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この政令は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の施行の日（平成十七年七月十五日）から施行し、改正後の第十條第二項の規定は、指定入院医療機関の円滑な運営を期するためこの政令の施行前に支弁された指定入院医療機関の運営に要する費用（平成十七年度において支弁されたものであつて、厚生労働大臣が定める基準に適合するものに限る。）についても、適用する。

（国の債権の管理等に関する法律施行令の一部改正）

第二条 国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和三十一年政令第三百三十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第六号中「第三十一条第一項」の下に「又は心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第十号）第七十八条第一項」を加える。

（介護保険法施行令の一部改正）

第三条 介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）の一部を次のように改正する。

第十一条の表中

療の給付	原子爆弾被爆者に対する療の給付
療の給付	心神喪失等の状態で重大五年法律第十号）の規定による医療

に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この政令は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の施行の日（平成十七年七月十五日）から施行し、改正後の第十條第二項の規定は、指定入院医療機関の円滑な運営を期するためこの政令の施行前に支弁された指定入院医療機関の運営に要する費用（平成十七年度において支弁されたものであつて、厚生労働大臣が定める基準に適合するものに限る。）についても、適用する。

（国の債権の管理等に関する法律施行令の一部改正）

第二条 国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和三十一年政令第三百三十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第六号中「第三十一条第一項」の下に「又は心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第十号）第七十八条第一項」を加える。

（介護保険法施行令の一部改正）

第三条 介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）の一部を次のように改正する。

第十一条の表中

療の給付	原子爆弾被爆者に対する療の給付
療の給付	心神喪失等の状態で重大五年法律第十号）の規定による医療

に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この政令は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の施行の日（平成十七年七月十五日）から施行し、改正後の第十條第二項の規定は、指定入院医療機関の円滑な運営を期するためこの政令の施行前に支弁された指定入院医療機関の運営に要する費用（平成十七年度において支弁されたものであつて、厚生労働大臣が定める基準に適合するものに限る。）についても、適用する。

（国の債権の管理等に関する法律施行令の一部改正）

第二条 国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和三十一年政令第三百三十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第六号中「第三十一条第一項」の下に「又は心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第十号）第七十八条第一項」を加える。

（介護保険法施行令の一部改正）

第三条 介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）の一部を次のように改正する。

第十一条の表中

療の給付	原子爆弾被爆者に対する療の給付
療の給付	心神喪失等の状態で重大五年法律第十号）の規定による医療

に改める。

法務省組織令の一部改正
第四條 法務省組織令（平成十二年政令第二百四十八号）の一部を次のように改正する。

九 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）の規定による精神保健観察その他の同法の対象者に対する地域社会における処遇並びに生活環境の調査及び調整に関すること（厚生労働省の所掌に属するものを除く。）。

八 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の規定による精神保健観察その他の同法の対象者に対する地域社会における処遇並びに生活環境の調査及び調整に関すること（厚生労働省の所掌に属するものを除く。）。

法務大臣 南野知恵子
財務大臣 谷垣 禎一
厚生労働大臣 尾辻 秀久
内閣総理大臣 小泉純一郎

電氣通信事業法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成十七年七月六日

内閣総理大臣 小泉純一郎

政令第二百三十四号

電氣通信事業法施行令の一部を改正する政令

内閣は、電氣通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第百七十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。
電氣通信事業法施行令（昭和六十年政令第七十五号）の一部を次のように改正する。
別表第二の一の項中「一五、五〇〇円」を「一八、七〇〇円」に改め、同表の二の項中「六、九〇〇円」を「八、七〇〇円」に改める。

附則

この政令は平成十七年八月一日から施行する。
総務大臣 麻生 太郎
内閣総理大臣 小泉純一郎

省令

厚生労働省令第百十四号

統計法（昭和二十二年法律第十八号）第三条第二項の規定に基づき、患者調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

厚生労働大臣 尾辻 秀久

患者調査規則（昭和二十八年厚生省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

第十四条の見出し中「フレキシブルディスク」を「電磁的記録」に改め、同条中「記録したフレキシブルディスク」を「厚生労働省の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む）で明確に判別できるように記録する場合には、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）」に改める。
第十五条及び第十六条を削る。
第十七条の見出し中「フレキシブルディスク」を「磁気ディスク等」に改め、同条中「第十四条」を「前条」に「フレキシブルディスク」を「電磁的記録を保存する磁気ディスク等（磁気ディスク、シーデー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をいう。）」に改め、「日本工業規格X6六二二三号に規定するラベル領域」を削り、同条を第十五条とする。

附則

この省令は、公布の日から施行する。
○厚生労働省令第百十五号
統計法（昭和二十二年法律第十八号）第三条第二項の規定に基づき、医療施設調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

医療施設調査規則（昭和二十八年厚生省令第二十五号）の一部を次のように改正する。
第十四条の見出し中「フレキシブルディスク」を「電磁的記録」に改め、同条中「記録したフレキシブルディスク」を「厚生労働省の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む）で明確に判別できるように記録する場合には、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）」に改める。
第十五条及び第十六条を削る。

厚生労働大臣 尾辻 秀久

医療施設調査規則（昭和二十八年厚生省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

この政令は、公布の日から施行する。

第十七条の見出し中「フレキシブルディスク」を「磁気ディスク等」に改め、同条中第十四条を「前条」に「フレキシブルディスク」を「電磁的記録を保存する磁気ディスク等（磁気ディスク、シーデー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をいう。）」に改め、「日本工業規格X6六二二三号に規定するラベル領域」を削り、同条を第十五条とする。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

告示

示

総務省告示第七百三十二号

電氣通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第百三条において準用する同法第九十二条第一項の規定に基づき登録認定機関から設計認証の報告を受けたので、同条第二項及び端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成十六年総務省令第十五号）第十九条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十七年七月六日

総務大臣 麻生 太郎

Table with columns: Designation (設計認証に係る設計に基づいて製造される端末機器の名称), Designation Number (設計認証番号), Effective Date (設計認証をした年月日), and Description (専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用機器に接続される端末機器).